

社会福祉法人富士見会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(平成29年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人富士見会（以下「本会」という。）の役員（理事、監事）、評議員、評議員選任・解任委員会委員、特別養護老人ホームサンホームふじみ入居等検討委員会第3者委員、地域密着型特別養護老人ホームふじみのさと運営推進協議会委員、苦情解決第3者委員及び賞罰委員会委員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用の弁償（以下「報酬等」という。）に関し、必要な事項を定める。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

(1) 非常勤の者→次表に基づいて報酬を支給する。

区 分	内 容	備 考
理事長	業務総括のため、定期的あるいは必要に応じ出勤した場合、又は 理事会、監査会、評議員会等へ出席1回につき→5,000円	
理 事、監 事	理事会、監査会、評議員会へ出席1回につき→5,000円	
評議員	評議員会へ出席1回につき、5,000円	
評議員選任・解任 委員会委員	評議員選任・解任委員会へ出席1回につき→4,000円	
特別養護老人ホームサンホ ームふじみ入居等検討委員 会第3者委員	特別養護老人ホームサンホームふじみ入居等検討委員会 へ出席1回につき→3,500円	
地域密着型特別養護老人ホ ームふじみのさと運営推進 協議会委員	地域密着型特別養護老人ホームふじみのさと運営推進協 議会へ出席1回につき→3,500円	
苦情解決第3者委員	苦情解決第3者委員会へ出席1回につき→3,500円	
賞罰委員会委員	賞罰委員会へ出席1回につき→3,500円	

- 役員等のうち、理事長、理事（常勤の理事を除く）及び監事に対して支給する各年度の報酬の総額は、750,000円を超えない範囲内とする。
- 役員等のうち、評議員に対して支給する各年度の報酬の総額は、250,000円を超えない範囲内とする。
- 本会の職員が役員等の職を兼ねるときは、その兼ねる職として受けるべき報酬等は支給しない。

(費用の弁償等)

第3条 役員等が、法人業務のために旅行をしたときは、本会の旅費支給規程を準用し、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 非常勤の者に対する報酬等は、会議出席毎に支給する。但し、理事長へは月毎にまとめて支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

(改正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の承認を得て行う。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成17年4月1日から適用した社会福祉法人富士見会役員報酬等支給規程は、平成29年3月31日限りをもって廃止する。

3 社会福祉法の一部を改正する法律(平成28年3月31日法律第21号)の附則第9条の規定により、あらかじめ選任しなければならないために開催する評議員・選任委員会委員への報酬も、この規程の例により支給する。